

No	Q	A
1	キッチンカーの出店をしたい	産業連携交流推進課の事業の仕組みを利用し、出店できる可能性があります。区で町会や地元商店街等との調整を行った上で出店場所とすることができます。出店をする場合は、区が契約するキッチンカーコーディネート事業者のプラットフォームに登録していただく必要があり、登録している事業者の中から出店者を決定します。詳細は、産業連携交流推進課 キッチンカー事業担当（電話：03-3411-6644）へお問い合わせください。
2	個人や団体のマルシェ・フリーマーケット等の出店場所として利用したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たし、一時使用（6カ月以内）の場合は、貸付できる場合があります。なお、商業地等では、近隣説明として、地元商店街等の合意を得ていただく必要があります。また、更新はできませんが、貸付期間終了時に次の利用希望者がいない場合は新規として貸付可能です。
3	個人や団体のイベント等の開催場所として利用したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たし、一時使用（6カ月以内）の場合は、貸付できる場合があります。なお、商業地等では、近隣説明として、地元商店街等の合意を得ていただく場合があります。また、更新はできませんが、貸付期間終了時に次の利用希望者がいない場合は新規として貸付可能です。
4	各種シェアリングサービスのポートとして利用したい	入札により貸付できる場合があります。
5	飲料水等の自動販売機を設置したい	入札により貸付できる場合があります。
6	個人又は法人の駐車場や工事の資材置場として利用したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たし、短期間の使用（1年以内）の場合は、貸付できる場合があります。更新はできませんが、貸付期間終了時に次の利用希望者がいない場合は新規として貸付可能です。なお、1年を超える長期間の使用は入札によります。車両を乗り入れるための歩道の切り下げ工事、舗装工事及びその手続き等が必要な場合があります。現地及び土地、建物に関する諸規制の調査確認を含めて、利用希望者に行っていただきます。
7	モデルルームを設置したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たし、短期間の使用（1年以内）の場合は、貸付できる場合があります。更新はできませんが、貸付期間終了時に次の利用希望者がいない場合は新規として貸付可能です。なお、1年を超える長期間の使用は入札によります。車両を乗り入れるための歩道の切り下げ工事、舗装工事及びその手続き等が必要な場合があります。現地及び土地、建物に関する諸規制の調査確認を含めて、利用希望者に行っていただきます。借地借家法第25条に定める一時使用目的の借地権として設定可です（建物所有目的は不可）。
8	広告物を設置したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たし、短期間の使用（1年以内）の場合は、貸付できる場合があります。更新はできませんが、貸付期間終了時に次の利用希望者がいない場合は新規として貸付可能です。なお、1年を超える長期間の使用は入札によります。
9	通信事業者等が電波塔（電柱等）を設置したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たせば、貸付できる場合があります。
10	宅配業者の荷物受け取りBOXを設置したい	入札により貸付できる場合があります。
11	ロケ地として利用したい	近隣説明で理解を得る等の注意事項の条件を満たせば、貸付できる場合があります。なお、1日単位の貸付契約となるため、時間単位での使用はできません（貸付料は1日単位となります）。
12	利用希望者が他にいる場合は？	入札などの場合を除き、貸付が可能な場合は、先着順となります。